

雇用サービスだより

No.300 石川労働局

令和8年3月新規学校卒業予定者を採用予定の事業主の皆さまへ 6月1日から令和7年度における高卒求人の受付を開始します

各ハローワークでは、令和7年6月1日より令和7年度（令和8年3月）新規高等学校卒業予定者を対象とした求人の受付を開始します。

7月頃には高校生が職場見学等により応募先の検討を行うこととなりますので、求人のお申込みは計画的に行ってください。

お申込みについては、管轄のハローワークの窓口またはハローワークインターネットサービスの求人者マイページから行えます。

ハローワークにおける新規高等学校卒業者を対象とした求人の取扱い	
ハローワークでの求人受付	6月1日以降
求人公開・学校訪問開始（※）	7月1日以降
応募開始	9月5日以降
選考・採用内定開始	9月16日以降

※学校から事前に了解が得られる場合は、ハローワークに求人申込みを行った日（6月1日）以降に行うこともできます。

令和7年3月新規学校卒業者の就職内定状況（3月末時点）

新規高等学校卒業者の就職内定率は99.6%と15年連続で99%超。
新規大学等卒業者の就職内定率は98.3%と過去最高。

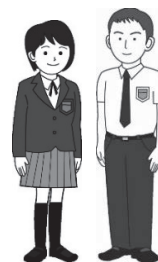
【新規高等学校卒業者】

	計	前年同月	対前年比
卒業者数	9,520	9,407	1.2%
就職希望者数	1,431	1,427	0.3%
就職内定者数	1,425	1,421	0.3%
就職内定率（%）	99.6	99.6	0.0P

	計	前年同月	対前年比
求人数	6,281	6,155	2.0%
求人倍率	4.39	4.31	0.08P

【新規大学等卒業者】

	専修等	高専	短期大学	大学	合 計	対前年比
就職希望者数	1,437	133	425	4,691	6,686	▲6.1%
就職内定者数	1,379	133	413	4,645	6,570	▲5.7%
就職内定率（%）	96.0	100.0	97.2	99.0	98.3	0.4P



問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業安定課 電話 076-265-4427

外国人を雇用している事業主の皆さまへ

令和7年度外国人雇用管理セミナーのご案内



外国人の雇用管理に関するセミナーを下記のとおり開催しますので、外国人を雇用している、もしくは外国人の雇用を検討している事業主の方は是非本セミナーにご参加ください。

開催日時	令和7年6月26日（木） 午後1時15分～午後4時
実施方法	Z o o mを使用したオンライン開催
定 員	300名
費 用	無料
主 催	石川労働局
申込方法	石川労働局ホームページ（申込みフォーム掲載予定）



石川労働局



▲石川労働局HP
イベント情報をご確認ください。

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 職業対策課 電話 076-265-4428

求人広告掲載時のトラブル防止のために

～令和7年4月1日 職業安定法指針の改正について～

求人募集に関する料金請求トラブル等を防止し、安心して民間人材サービスを利用できるようにするため、今般、職業安定法に基づく指針が改正されました。

求人者の皆様におかれましては、サービス利用に関する契約内容等について、十分ご確認ください。ご利用をご判断ください。

次ページに今回の職業安定法指針改正のポイントをまとめましたので、ご参照ください。

↓詳しくはこちら↓

雇用仲介 ご利用

検索

ハローワークへ求人を出される事業主の皆さまへ

求人掲載時の営業電話の トラブルにご注意ください

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるという事象が発生しています。

求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には

！ 事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。

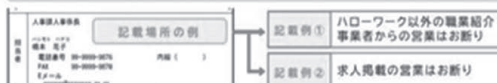
実際に相談があったケース
電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き、申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかないまま、その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その職業情報をインターネット等で提供すること（あつせん行為）を要しない限り、その広告料金を請求することは違法ではありません。

ハローワークで求人を出した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくる可能性があるとの声をいただいています。

ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！



※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、
担当者の名前や電話番号などを非公開にすることができます！

※ただし、同時に事業名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク

LL060808第01

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 需給調整事業室 電話 076-265-4435

～ 職業安定法指針の改正ポイント ～

指針の改正
について
詳しくは
こちら→



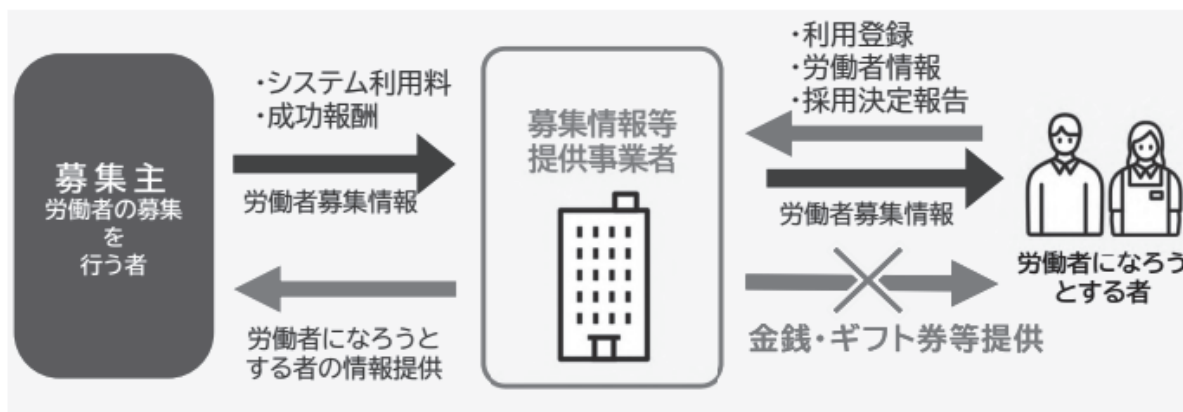
募集情報等提供事業者の皆さまへ

令和7年4月1日以降、新たに遵守すべき事項

ポイント1

労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止になりました

◎求人広告等の掲載を行う事業者（募集情報等提供事業者）が、労働者等になろうとする者に、金銭等の提供は好ましくなく、**社会通念上相当と認められる程度を超えて、金銭などを提供することを行ってははいけません。**



ポイント2

違約金等を定める場合には、募集主（求人者）に分かりやすい明示が必要となりました

◎求人広告等の掲載を行う事業者（募集情報等提供事業者）は、

- ・ サービス利用料金や違約金の額
- ・ 料金の発生条件
- ・ 契約解除方法等を含む契約の内容

について、わかりやすく、明瞭かつ正確に記載した書面または電子メール等により、**あらかじめ募集主（求人者）に対して明示してください。**

※上記の明示方法について、口頭での説明や、ホームページの該当箇所の案内等、求人者が事後に同一文面を再読できない可能性がある方法での明示は適切な方法とは認められません。

求人者の皆さまへ



ご注意ください

不測の料金トラブルに遭遇することのないよう、
契約内容を十分にご確認ください



実際に相談のあったケース

最初は無料で求人広告を掲載するが、一定期日後は有料掲載となることが十分に明示されないまま、気がつかないうちに有料での掲載に移行し、掲載料金の請求を受けた例

求人者が今回の採用と関係があると認識していない事業所を含め、複数の事業者から成功報酬の請求を受けた例

問い合わせ先：石川労働局 職業安定部 需給調整事業室 電話 076-265-4435

管内労働市場のうごき（令和7年3月分）

3月の窓

有効求人倍率
(季節調整値)

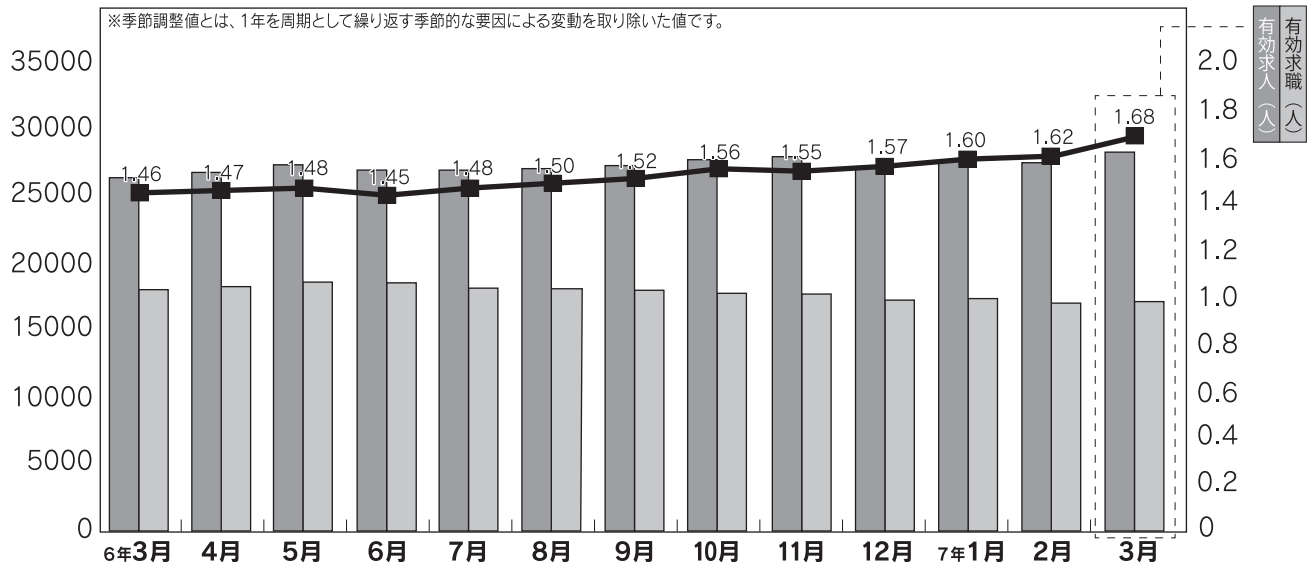
1.68倍

正社員
有効求人倍率

1.41倍

～求人される皆様へ～
正社員求人をお願いします！

有効求人倍率（季節調整値）の推移



有効求人人数	26,052	26,430	27,016	26,565	26,590	26,755	26,901	27,320	27,979	26,793	27,360	27,014	27,735
有効求職者数	17,795	18,015	18,313	18,352	17,937	17,855	17,687	17,512	17,403	17,050	17,071	16,693	16,553

◎令和6年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されています。

◎3月の有効求人倍率(季節調整値)は前月と比べて2.7%増加し、有効求職者数(季節調整値)は0.8%減少したため、有効求人倍率は1.68倍となり、前月と比べ0.06ポイント上昇しました。

また、正社員有効求人倍率(原数値)は1.41倍となり、前年同月と比べ0.25ポイント上昇しました。

●新規求人の動向

区分	5年度	7年3月	前年同月比
合計	111,647	9,837	3.0
建設591業	9,064	927	2.8
製造業	12,876	1,064	7.7
食料品、飲料	3,194	188	▲16.8
繊維工業	1,650	209	63.3
はん用機械器具	1,030	115	109.1
生産用機械器具	1,362	103	▲1.0
業務用機械器具	165	1	▲85.7
運輸業、郵便業	6,775	644	23.1
卸売業、小売業	21,533	1,891	▲2.4
宿泊業、飲食サービス業	11,649	1,162	14.3
医療、福祉	22,605	1,855	▲3.4
サービス業	12,578	930	▲20.6

(注)1 パートタイムを含む。
(注)2 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表準したもの。
(注)3 令和6年4月以降の前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

●職業別有効求人倍率（常用）

令和7年3月

区 分		有効求人 (人)	有効求職 (人)	有効求人倍率 (倍)
合 計		26,290	16,810	1.56
職 業 別	管 理 の 職 業	65	42	1.55
	専門的・技術的職業	4,443	2,198	2.02
	事 務 的 職 業	2,654	4,152	0.64
	販 売 の 職 業	3,967	885	4.48
	サ ー ビ ス の 職 業	5,855	1,810	3.23
	保 安 の 職 業	710	125	5.68
	農 林 漁 業 の 職 業	190	127	1.50
	生 産 工 程 の 職 業	3,044	1,467	2.07
	輸送・機械運転の職業	1,321	495	2.67
	建 設 ・ 採 掘 の 職 業	1,363	220	6.20
	運搬・清掃・包装等の職業	2,678	2,812	0.95
	分 類 不 能 の 職 業	0	2,477	0.00

(注) 常用的パートを含み、臨時・季節を除く。

雇用サービスだより（毎月1回発行）

編集発行 石川労働局職業安定部

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号
金沢駅西合同庁舎5階
(平日 8時30分～17時15分)

職業安定課：TEL 076-265-4427
需給調整事業室：TEL 076-265-4435
職業対策課：TEL 076-265-4428
訓練課：TEL 076-200-8437

石川労働局ホームページへ

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

石川労働局HP



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。